

第6期（平成30～令和元年度）第4回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和元年5月23日（木） 午前9時30分から午前11時30分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、杉山知子（副会長）、谷口功、川島宏道、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、杉浦義廣、山本康弘

欠 席 者 財部剛

事 務 局 石川達也（企画部長）、辻武（企画部調整監）、水野隆史（企画部次長兼企画政策課長）、安彦直美（企画政策課課長補佐）、河合一成（企画政策課市政戦略係長）、犬飼啓貴（企画政策課市政戦略係主任）

説明の為に出席した者 所俊邦（秘書広報課課長補佐）、白木誠（秘書広報課広報広聴係長）、與語隆弘（人事課長）、太田玲子（人事課課長補佐）、伊藤美乃里（総務課課長補佐）、祖父江篤人（総務課行政係長）、渡辺誉人（危機管理課課長補佐）、松浦理早（財政課主幹）、中村充孝（財政課財政係長）、浅野慎一（税務課課長補佐）、棚瀬浩三（収納課長）、岡部功（市民協働課長）、長原詠子（市民協働課課長補佐）、藤永崇（市民協働課市民協働係長）、石川博之（環境課主幹）、本田真人（環境課環境保全係主査）、野村圭一（地域福祉課地域支援係長）、伊藤俊輔（議事課議事調査係長）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有（3名）

次 第 1 開会
2 あいさつ
3 議題
（1）自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について
（2）平成30年度市民参加手続の実施状況及び令和元年度市民参加手続の実施予定について
4 閉会

配 布 資 料 ・資料1 自治基本条例検証関係課一覧及び検証シート（第8条～第17条）
・資料2 - 1 市民参加の対象事項と手続方法の関係 総括表
・資料2 - 2 平成30年度市民参加手続の実施状況
・資料2 - 3 平成30年度市民参加手続の実施状況（適用除外事項）
・資料2 - 4 令和元年度市民参加手続の実施予定

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議題
会 長	それでは、議題（1）自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について、事務局から説明をお願いします。

発 言 者	内 容
事 務 局 説 明 者	(第8条から第10条の検証について、資料1-1に沿って説明)
会 長	説明について意見や質問はありますか。
委 員	資料1、4ページの第8条について、「3 現状と問題点」において、件数の少ない部署への理解を徹底する必要があると記載してありますが、何が問題点なのでしょう。情報公開をするかどうかの線引きが問題点なのか、手続きに不慣れであるということが問題点なのか、そのあたりを明確にしてください。
総 務 課	<p>情報公開制度の運用について、部署によって職員の知識に偏りがあることが問題です。研修を通じて、情報公開請求があったときスムーズに事務が行えるよう、庁内のハードルを下げる必要があるということが問題点と捉えています。</p> <p>なお、「4 今後の方向性」にも関連するところですが、情報公開請求に対して、非公開にせざるを得ない部分が含まれることがあります。条例上の規定はあるのですが、ケースにより、時期や内容を踏まえて解釈を行わなければならない、委員のおっしゃるように線引きという部分で、職員の習熟度によっては時間がかかるという問題点も認識しており、研修や分かりやすい手引きの作成を通じて、よりスムーズな情報公開制度の運用が必要と捉えています。</p>
会 長	<p>関東の方でDV被害者の秘匿していた個人情報をして市が開示してしまい、最終的に殺人事件となったことがありました。昔はプライバシーの保護が必要とされていたが、今は個人情報保護の時代です。インターネット等の検索手段により、いくつかの個人情報を組み合わせて検索し、個人のプライバシーに行き着くことが可能となっています。この認識が十分に市役所に行き渡っておらず、事件が起きています。個人情報の時代という認識をしっかりといただきたいです。</p> <p>コミュニティの醸成や災害対応の面では、個人情報の利用に本人同意が必要という点が障壁となる場合もあります。</p> <p>今は過渡期ですので、バランスが問題となっています。いわゆるGAF Aの関係でも問題となっており、企業は同意を得て個人情報を巧みに利用しています。世界的に議論があるところであり、そのような現状となっている認識が必要です。</p>
委 員	資料全般の問題として、取組内容が継続的なものであるか、単発的なものであるか分かりにくくなっています。書き方として、毎年度行うものや定期的に行うものは分かるように示して、統一していただきたいです。
会 長	表せる範囲で工夫をお願いします。
委 員	資料1、4ページ「3 現状と問題点」のところで、考え方の方向性を示していただきたいです。できるだけ公開するという方向性なのか、保護を強めるという方向性なのか、分かりません。
総 務 課	情報公開制度については、極力、公開の方向性です。個人情報保護については、情報を保護する制度です。公開請求対象に個人情報が含まれる場合、相反する利益の中で、公開の線引きを行っていくものです。この線引きについては、今後も

発 言 者	内 容
	方向性があるというよりは、制度運用に必ず付きまとう命題として、常にバランスをとる必要があるという認識です。
委 員	今、おっしゃられたことが正に問題点と思います。それをはっきりと示していただきたいです。
会 長	情報公開制度は、国も地方自治体も原則公開であり、個人識別情報は、公開しないという形をとっています。 国では、公益上必要な場合は個人情報公開できる制度に改めるべきという議論もあります。社会情勢も影響するところであり、今後も検討が必要です。
委 員	情報公開について、法制度開始以来の問題を未だに抱えており、うまくいっていないという点に不安を覚えるところです。研修による意識付けという説明は分かりましたが、情報公開の判断は、職員個人によって行われるのですか、それとも組織として行われるのですか。
総 務 課	組織としての判断となります。
委 員	組織として判断する際の基準やマニュアルのようなものはありますか。
総 務 課	マニュアルはあります。ですが、個々の公文書の内容によって判断する部分も多いため、担当する職員の理解や知識も必要となります。職員の異動もある中で、組織としての運用を保つため、必要な知識を浸透し続ける必要があると考えています。
委 員	担当職員が最初に判断をした後、判断の変更については、どのように議論されるのでしょうか。最初の判断が、そのまま、単純に結論になるのですか。
総 務 課	最初の判断が、そのまま、単純に結論になることはありません。
委 員	総務課の判断になるということですか。
総 務 課	事業の内容も関わるため、総務課だけで判断を行うことは出来ません。担当の課や係と話し合いを行い、組織として判断をすることになります。
委 員	その組織というのは、課や係ということですね。
総 務 課	おっしゃるとおりです。公文書の責任者は所管課の課長になりますので、公開の判断は課長にゆだねられます。
会 長	総務課にも合議が回ってくるということですね。
総 務 課	そうなります。最終チェックは、総務課になります。事業の内容を踏まえた最終責任は所管課としており、組織の判断となります。
委 員	得られる利益と失われる利益を考慮して判断をすることになるとは思いますが、不服があった場合の変更はどのようなシステムとなっていますか。
総 務 課	不服審査請求となり、情報公開審査会への諮問を経て、答申内容を尊重しながら最終的な裁決を行います。附属機関という第三者の公正な目を見て、判断が行われます。
委 員	庁内で市民の個人情報を取り扱う際の基準はありますか。
総 務 課	マイナンバー等、法律上の要請があるものについては、法律に基づいて取り扱っています。個人情報の取扱事務は、事前届出制になっており、その利用方法は

発 言 者	内 容
	把握しております。一方で、共有の程度については、各課のマニュアルに任されており、総務課として網羅的な把握はしておりません。
委 員	DVや虐待といった分野で、ここ数年、住民情報の情報共有をきちんと行うことができれば防げた事件がありました。このような状況に対して、日進市でできる対応はあるのでしょうか。
総 務 課	DVに関しては、該当の住民情報にロックがかかるようになっていました。住民情報を利用して事務を行う課では、警告が出る仕組みとなっています。そのように措置が行われた情報については、対応が出来ていると認識しています。一方、措置が行われる前段階では、1つの課だけで問題を認識しているわけではなく、要注意情報として管理されているものと認識しています。今まで、大きく問題となった事例は承知していません。
会 長	かつては、住民の個人情報に雑談として話されているということがありました。今は、感触としてそのようなことはないという理解でよろしいですか。
総 務 課	おっしゃられるような文書以外の部分について、各課で当然留意することとして、OJTが行われ、浸透しているという認識です。
会 長	そのレベルでの職員個人の意識はかなり変わっているということですね。
委 員	権利の尊重という部分で、公共の福祉を誰がどのように判断しているのかということを確認させてください。また、成年後見人制度や民生委員制度といった、個人情報にアクセスせざるを得ない状況の中で、権利の尊重というのはどのように整合性がとられているのでしょうか。 その他、「障害」の表記が混在しているため、意図が無ければ統一していただきたいです。
事 務 局	公共の福祉については、次回、説明させていただきます。
委 員	言葉遣いの関係で、個人情報と特定個人情報に違いはあるのでしょうか。
総 務 課	特定個人情報は、マイナンバーを含む個人情報という意味で使い分けを行っています。
会 長	注書きで説明をつけたほうがいいですね。
委 員	道の駅とスマートICの関係で情報公開された資料を見たことがありますが、ほとんど黒塗りの資料でした。 課長の判断とのことですが、市民が知りたいと望んでいるものをあれだけ隠すのは理解できません。公共の福祉に反するかどうかの読み取りもできないという感想を持ちました。
地 域 福 祉 課	民生委員の業務と個人情報の兼ね合いについて、民生委員は、法律上、守秘義務が課されています。そのことについては、改選の度に民生委員の方にご説明をしています。業務の範囲内で、地域包括センターと連携を行うことはしております。 「障害」表記については、全て漢字に統一いたします。
委 員	成年後見人制度についてはいかがでしょうか。東尾張成年後見センター全体の

発 言 者	内 容
	お話になるでしょうか。
地 域 福 祉 課	資料を持ち合わせておりませんので、具体的にお答えすることができません。
委 員	日進市民に関わることでありますから、日進市としても把握をしておくべきと考えます。
会 長	確認をお願いします。情報公開の黒塗りが多かった件についてはいかがでしょうか。
総 務 課	個別の事案については、それぞれの判断が行われており、市民に関わることについては、原則オープンという考え方で行われていますが、先ほどの例について申し上げますと、進展中の事業ですので時期の問題があると考えられます。
会 長	非公開理由や不開示理由が示されていると思います。
総 務 課	示していますが、ご納得いただけない場合もあります。その場合は不服審査請求の 절차를踏むこととなります。 なお、大型の事業については、情報公開制度だけでなく、周知・広報により住民の皆さんと情報共有することが必要であると認識しています。
会 長	お願いになるのですが、国が認知症の発生率を下げるという方向性を示しています。2018年では、高齢者の7人に1人が認知症となっているそうです。2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。もはや、珍しい現象ではなく、かなりの人数の方が認知症となり、日進市でもそれなりの人数がいらっしゃると思われれます。障害者あるいは高齢者の対応の中に、認知症対応ということも、そろそろ考えていかなければならないと思います。高齢者保健福祉計画の中には項目として認知症関係のことが記載されているのではと推測しますが、そのレベルではなく、特出しして認知症予防や認知症の方と共に生活するまちの作り方といったことも、もし、自治基本条例で読むとすると第10条と考えられますので、検討してください。これから大きくなることはあっても、小さくなることはない課題と思います。
地 域 福 祉 課	高齢者の認知症については、介護保険事業計画の中に、いくつか取組を記載しています。また、平成30年4月から認知症地域支援推進員を地域福祉課に置き、認知症の方が地域でいつまでも暮らしていけるような地域づくりや家族支援・地域の理解促進を深めていくための専門職員を配置しています。その職員を中心に、支援を進めていきます。また、認知症となって自分の判断が難しくなった場合でも、できる限り本人の意思を確認するためのガイドラインも国から示されておりますので、そういったものに沿って、これから取組を行っていきます。
会 長	その場合、第5条も関係してきます。第5条や第10条の対象に認知症の方も含まれるということの確認が必要だと思います。
会 長	それでは第11条から第14条までの説明をお願いします。
説 明 者	(第11条から第14条の検証について、資料1-1に沿って説明)
会 長	質問・ご意見はありますか。
委 員	議会・行政の役割・責務の関係で、反省と検証の機会について、現状、そのよ

発 言 者	内 容
	<p>うな制度があるのかどうかお伺いします。</p> <p>例えば、くるりんばすの料金やルートについて、議会で多くの質問がありました。前回の決定に関して、何故そのような判断を行ったのか。判断を見直すということが起きた時に、反省や検証が無ければ次に生きてこないと思います。そのような機会はあるのでしょうか。</p> <p>先ほど、情報公開・個人情報の保護の部分で、行政として判断に迷い、職員の理解が十分でないという説明がありました。本来であれば、課題としてここに表れてくるべきと思いますが、表れていない。これが日進市の現状だと思います。担当課が違うにせよ、連携がうまくいっていないという説明が先ほどもありました。こういったことが理解されているのか疑問です。</p> <p>また、総合計画策定について、昨年度から動きが始まっている中で、その方向性には新市長の判断も入ってくると思います。次の市長が決定してから、新市長と交代するまでの時期について、どのような位置付けとして理解すればよいのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>検証の場について、くるりんばすの例ですと、地域公共交通会議という附属機関において、利用者等の意見聴取も踏まえながら検証を行うことになると考えられます。他の事業についても、附属機関があれば同じ形となりますが、全ての事業でそういった機関を持っているわけではありません。その場合、時に応じて所管課で見直しを行うということになります。</p>
会 長	<p>日進市は政策評価を行っていますか。くるりんばすのような事業は評価対象となるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務事業評価を行っており、くるりんばすの様な事業も対象となります。企画政策課と所管課で評価を行い、結果は公表しています。</p>
事 務 局	<p>総合計画策定に係る現在の期間についてですが、新市長と何か検討を行っているわけではありません。</p> <p>この期間では、現計画である第5次総合計画の検証や、無作為抽出により参加者を募った会議であるにしんわくわくミライ会議の準備など、今後の計画策定に向けた準備期間として位置づけています。</p> <p>今後、新市長の任期が始まりましたら、策定の議論も行っていく予定です。</p>
会 長	<p>くるりんばすは、批判が多いのでしょうか。それとも、一方では評価され、一方では批判されているような状況なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>批判のご意見を多くいただいています。利便性が上がったというご意見もあります。</p>
会 長	<p>そういった状況であれば、原因の分析は必要と考えられます。</p>
委 員	<p>事業がうまくいかないことも多くあると思いますので、何故そのような判断をしたのかという検証を行うことで、これからは繋がると思います。</p>
会 長	<p>より良い未来を作るために、過去を検証し、反省・修正を行う作業は当然、必要と考えられます。</p>

発 言 者	内 容
委 員	<p>全体として資料において、問題点が無いような書き方になっています。例えば、資料4 2 ページですが、条文では民意を反映することを理念としていますが、どのように民意を捉えているのか、実際に行われていることが民意に沿っているか監視する部署が必要なのではないか、民意を捉えられていない場合、改善しなければならないのではないかなどというところが問題点として表れていません。</p> <p>条文の理念と実際が合致していないにも関わらず、問題点が書かれていません。</p>
委 員	<p>ほとんどの条文について、問題点が何か分かりません。この状況で検証が十分にできるかという問題がありますので、次回、現状・問題点をはっきりと示して再度、資料を示していただきたいです。</p>
会 長	<p>それぞれの条文で、問題は有るのか無いのか、有るのであればどのような内容なのかを追加記述してください。次回の委員会では、まず、追加記述の問題部分を説明していただいて審議したいと思います。</p> <p>例えば、第1 2 条に市民の意思を的確に反映した市政の実現という条文があります。市民の意思を的確に反映した市政というものはどのように測ればよいのでしょうか。それ自体が非常に難しい問題です。選挙で選ばれた議員が審議することによって市民の意思を反映しているという言い方もできますが、それだけでは不十分とも考えられます。議会報告会などを行っている例もあります。日進市でも行っているのであれば、そういったことも記載していただきたい。</p> <p>抽象的な文言を具体化する方法には何があるのか、日進市ではそのうち何を行っているのかということを示していただきたい。そして、それが十分であるのかということの問題点として捉え、解決する手法の検討にチャレンジしていただきたいです。</p>
事 務 局	<p>今回は、第1 条から第1 7 条の問題点が入っていないものについて、ご説明をするということでよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>そのようにお願いします。</p>
委 員	<p>くるりんばすなどは、いい例だと思います。論証ができるような総括を是非、行っていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>問題点の有ること自体は、恥ずかしいことではないと考えます。検証を行うことが重要と考えます。</p>
会 長	<p>難しく考えず、素直に問題点を挙げていただきたいです。また、問題点に対して、必ず解決策があるわけでもないと思います。そういったものに対しては、改善の策で対応していくことになると思います。</p> <p>より良い検証のために、ご協力をお願いします。</p>
委 員	<p>確認ですが、今いただいている資料は、公開されるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>ホームページで公開しております。</p>
委 員	<p>そうであるならば、市民に分かりやすく、例えば市民活動を行う際の模範となるような内容としていただきたいと思います。</p>

発 言 者	内 容
委 員	今、何を行っているのかということをもう少し書いていただきたいです。今、行っていることと問題点は関係すると思います。もう少し具体的な内容を書いていただいた方が分かりやすい資料になると思います。
会 長	お願いすることが多いですが、検証の基礎資料として、よろしくお願いします。
会 長	時間の都合上、審議はここまでとさせていただきます。
市 民 協 働 課	<p>議題2について、例年、自治推進委員会でご説明させていただいた後、ホームページ上で公開しております。</p> <p>今回、時間の都合上、議題として取り扱うことができませんでしたが、この内容を例年のように公開してよろしいでしょうか。</p>
会 長	基本的には昨年度の実績としてご説明いただくもので、内容の修正を行うようなものではありませんから、公開して差し支えないものと考えます。
会 長	それでは、事務局にお返しします。
	4 閉会